68　重合化することができる非フッ素化化合物又は非フッ素化重合体（液状又は板、棒、フィルム、シート、塊、管、線、ペレット、粒若しくは粉の形状であって、加工できるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ビスマレイミド、ガラス転移点が290度を超える芳香族ポリアミドイミド、ガラス転移点が232度を超える芳香族ポリイミド又はガラス転移点が290度を超える芳香族ポリエーテルイミド
⑵　ポリアリーレンケトン
⑶　ビフェニレン、トリフェニレン又はこれらの組合せからなるアリーレン基を有するポリアリーレンスルフィド
⑷　ガラス転移点が290度を超えるポリビフェニレンエーテルスルホン
69　フッ素化合物であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　結合フッ素の含有量が全重量の10パーセント以上のフッ化ポリイミド
⑵　結合フッ素の含有量が全重量の30パーセント以上のフッ化ホスファゼンの弾性体
70　繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの
⑴　有機繊維（ポリエチレン繊維を除く。）であって、次のア及びイに該当するもの
ア　比弾性率が12,700,000メートルを超えるもの
イ　比強度が235,000メートルを超えるもの
⑵　炭素繊維であって、次のア及びイに該当するもの（次のウ又はエに該当するものを除く。）
ア　比弾性率が14,650,000メートルを超えるもの
イ　比強度が268,200メートルを超えるもの
ウ　民間航空機の補修のためのものであって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　面積（最大投影面積をいう。）が１平方メートル以下のもの
㋑　一辺の長さが2.5メートル以下のもの
㋒　幅が15ミリメートルを超えるもの
エ　25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工されたもの
⑶　無機繊維であって、次のア及びイに該当するもの
ア　比弾性率が2,540,000メートルを超えるもの
イ　不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,649度を超えるもの（次のいずれかに該当するものを除く。）
㋐　比弾性率が10,000,000メートル未満のものであって、シリカの含有量が全重量の３パーセント以上の多相多結晶アルミナ繊維の短繊維であって、短く切断されたもの又はランダムマット形態のもの
㋑　モリブデン繊維又はモリブデン合金繊維
㋒　ボロン繊維
㋓　不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,770度未満のセラミック繊維の短繊維
⑷　次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維と⑴から⑶までのいずれかに該当する繊維とを混繊した繊維
ア　68⑴に該当する芳香族ポリエーテルイミド
イ　68⑵から⑷までのいずれかに該当するもの
⑸　プリプレグ（次のウ又はエに該当するものを除く。）又はプリフォームであって、次のア及びイを使用したもの
ア　次の㋐又は㋑に該当するもの
㋐　⑶に該当する無機繊維
㋑　有機繊維又は炭素繊維であって、次のａ及びｂに該当するもの
ａ　比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
ｂ　比強度が177,000メートルを超えるもの
イ　次のいずれかに該当する樹脂
㋐　69に該当するもの
㋑　フェノール樹脂であって、動的機械分析によって測定したガラス転移点が180度以上のもの
㋒　動的機械分析によって測定したガラス転移点が232度以上のもの（フェノール樹脂及び㋐に該当するものを除く。）
ウ　民間航空機の補修のためのプリプレグ（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。）であって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　面積（最大投影面積をいう。）が１平方メートル以下のもの
㋑　一辺の長さが2.5メートル以下のもの
㋒　幅が15ミリメートルを超えるもの
エ　25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工された炭素繊維に、68又は69⑴以外に該当する樹脂又はピッチを含浸させたもの
⑹　炭素繊維精製及び生産関連機器の前駆体として使用可能なポリアクリルニトリル繊維
71　粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
72　４、20、35⑴から⑷まで、36、37、41、42⑴から⑼まで、43、44、45、46、57、61、67及び70に該当する物資の設計、製造又は使用（４又は57に該当する物資に係るものに限り、57に該当する物資の使用については修理に係るものに限る。）に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
73　26、51、52若しくは55に該当する物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

別表第６　奢侈品
１　牛の肉（冷凍したものに限る。）
２　まぐろのフィレ（冷凍したものに限る。）
３　キャビア又は魚卵から調製したキャビア代用物
４　アルコール飲料
５　製造たばこ又は製造たばこ代用品
６　香水類又はオーデコロン類
７　美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品
８　トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
９　ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
10　財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
11　衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
12　毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品
13　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
14　つづれ織物（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）
15　磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）